

「放課後子ども総合プラン」の全体像

趣旨・目的

- 共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める

国全体の目標

- 平成31年度末までに
 - 放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備
(約90万人⇒約120万人)
 - ・ 新規開設分の約80%を小学校内で実施
 - 全小学校区(約2万か所)で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型で実施
(約600か所⇒1万か所以上)を目指す
 - ※ 小学校外の既存の放課後児童クラブについても、ニーズに応じ、余裕教室等を活用
 - ※ 放課後子供教室の充実(約1万カ所⇒約2万カ所)

国全体の目標を達成するための具体的な推進方策

市町村及び都道府県の取組

- 国は「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に定める行動計画策定指針に記載
- 市町村及び都道府県は、行動計画策定指針に即し、市町村行動計画及び都道府県行動計画に、
 - ・ 平成31年度に達成されるべき一体型の目標事業量
 - ・ 小学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策
 などを記載し、計画的に整備
 - ※ 行動計画は、子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定も可

市町村及び都道府県の体制等

- 市町村には「運営委員会」、都道府県には「推進委員会」を設置し、教育委員会と福祉部局の連携を強化
- 「総合教育会議」を活用し、首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分協議

学校施設を徹底活用した実施促進

- 学校施設の活用にあつては責任体制の明確化
 - ・ 実施主体である市町村教育委員会又は福祉部局等に管理運営の責任の所在を明確化
 - ・ 事故が起きた場合の対応等の取決め等について協定を締結するなどの工夫が必要
- 余裕教室の徹底活用等に向けた検討
 - ・ 既に活用されている余裕教室を含め、運営委員会等において活用の可否を十分協議
- 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進
 - ・ 学校の特別教室などを学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

- 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の考え方
 - ・ 全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの
- 全ての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムの充実
- 活動プログラムの企画段階から両事業の従事者・参画者が連携して取り組むことが重要
- 実施にあつては、特別な支援を必要とする児童や特に配慮を必要とする児童にも十分留意
- 放課後児童クラブについては、生活の場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める基準を満たすことが必要



放課後児童クラブ及び放課後子供教室の連携による実施

- 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が小学校外で実施する場合も両事業を連携
 - ・ 学校施設を活用してもなお地域に利用ニーズがある場合には、希望する幼稚園などの社会資源の活用も検討
 - ・ 現に公民館、児童館等で実施している場合は、引き続き当該施設での実施は可能



※国は「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村等の取組に対し、必要な財政的支援策を毎年度予算編成過程において検討



～一体的な、又は連携によるモデルケース(例)～
(現時点における整理)

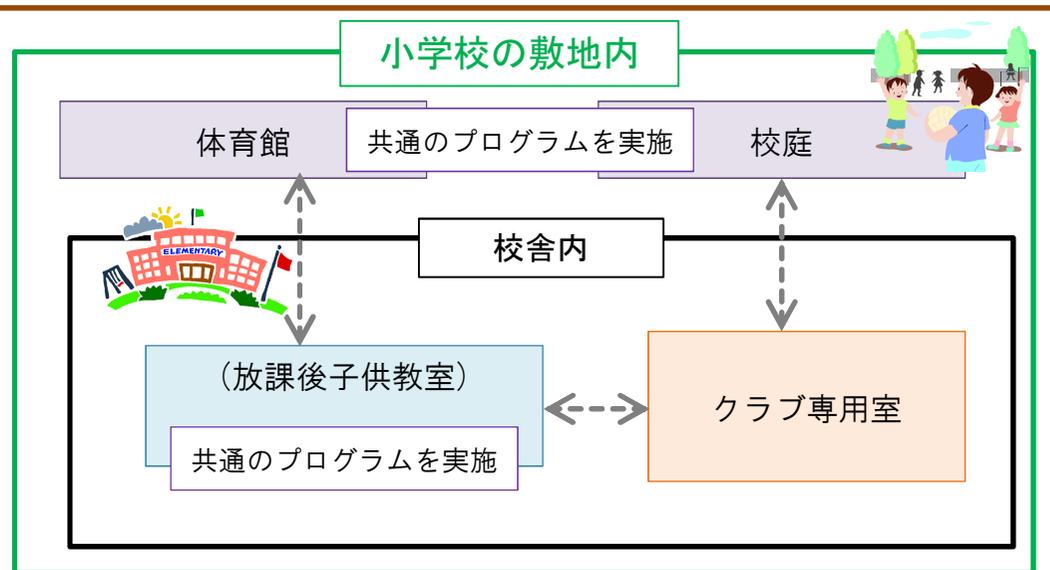
一体型のモデルケース例

- : 放課後児童クラブ専用室
- : 放課後子供教室の活動場所
- : 一時的な利用

I. モデルケース <学校の余裕教室等を利用>

- 学校の余裕教室等を利用して、1部屋以上を放課後子供教室、1部屋以上を放課後児童クラブの専用室とする。
- 放課後子供教室の活動場所で共通のプログラムを実施。

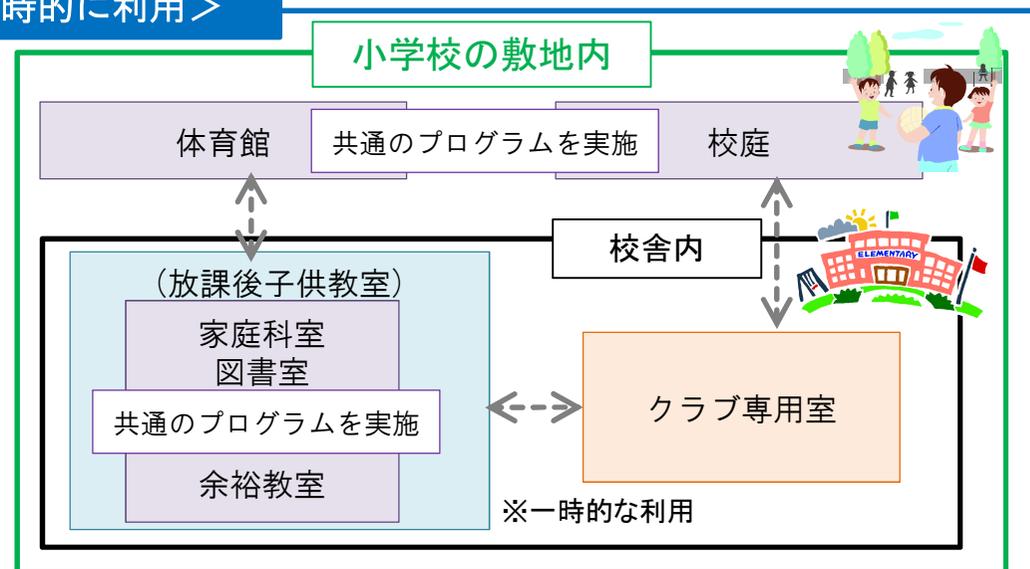
[実施例] (毎日開催型) 東京都世田谷区の事例



II. モデルケース <学校の特別教室と余裕教室等を一時的に利用>

- 学校の余裕教室等を1部屋以上利用して、放課後児童クラブの専用室とする。
*放課後児童クラブの活動場所も、学校の教育活動で活用する場合あり。(一時的な利用)
- 放課後子供教室は、特別教室や図書室、体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して、共通のプログラムを実施。

[実施例] (毎日開催型) 大阪府茨木市の事例
(定期開催型) 愛知県東海市の事例
山口県周南市の事例



※専用の活動場所がある場合も、学校の特別教室や図書室、体育館、校庭等のスペースなど、一時的な利用を積極的に促進

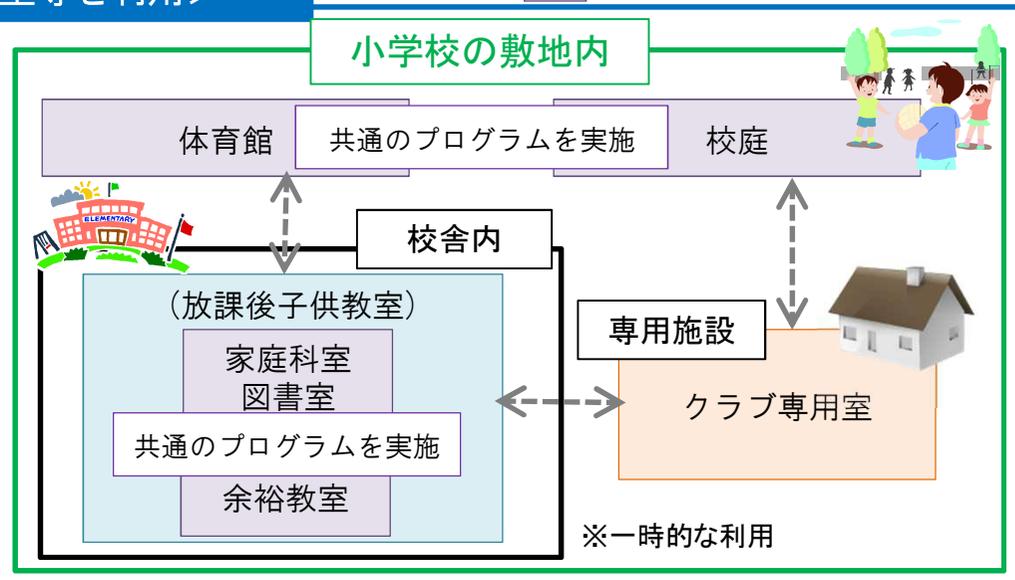
一体型のモデルケース例

- : 放課後児童クラブ専用室
- : 放課後子供教室の活動場所
- : 一時的な利用

Ⅲ. モデルケース <学校施設内の専用施設と特別教室等を利用>

- 学校敷地内の専用施設を使用して、放課後児童クラブの専用室とする。
- 放課後子供教室は、特別教室や図書室、体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して共通のプログラムを実施。

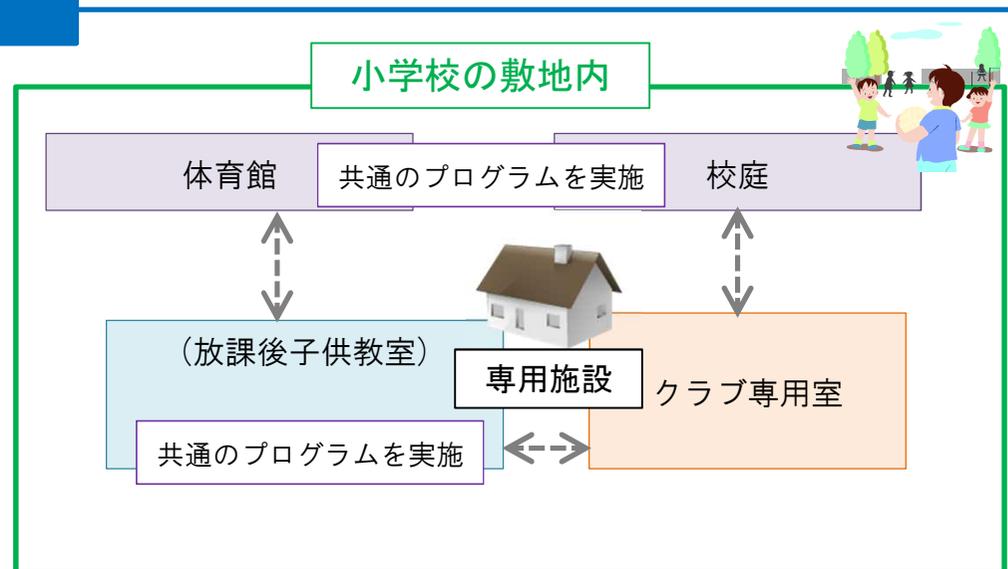
[実施例] (定期開催型) 秋田県北秋田市の事例
富山県立山町の事例



Ⅳ. モデルケース <学校敷地内の専用施設を利用>

- 学校敷地内の専用施設の2部屋以上利用して、1部屋以上を放課後子供教室、1部屋以上を放課後児童クラブの専用室とする。
- 放課後子供教室の活動場所で共通のプログラムを実施。

[実施例] (毎日開催型) 東京都中野区の実例



※専用の活動場所がある場合も、学校の特別教室や図書室、体育館、校庭等のスペースなど、一時的な利用を積極的に促進

～ 取組事例 ～
(現時点における整理)

～放課後の自由な遊び場である「BOP」と、放課後に児童の保護・育成を行う「新BOP学童クラブ」を一体的に運営～

概要

世田谷区では、児童の健全育成を図るには、子育て家庭への支援とともに、児童の居場所を確保し、自由な遊びや体験・交流の場や仕組みを充実していく必要があるとの考えから、「BOP」と「学童クラブ」を統合した「新BOP事業」を実施している。
(BOPとは…ポップ=Base Of Playing:遊びの基地)



ポイント

- 児童館や保護者・地域と連携し、校庭・体育館を利用したイベントや映画会等の室内イベントなど、新BOPの参加児童全員が楽しめるような様々なイベントを実施している。
- 1年生から6年生までの児童がひとつのイベントに参加することによって異学年交流を促進するとともに、様々な体験を通して児童の主体性・リーダーシップ等を養っている。
- PTA・学童クラブ保護者・遊び場開放運営委員会・青少年委員等地域関係者・学校・行政が参加する「新BOP連絡協議会」を設置し、円滑な運営と内容の充実を図っている。
- 新BOPは、子ども・若者部児童課と教育委員会事務局生涯学習・地域・学校連携課が共同で運営することで、学校や児童館との連携、地域との交流などを円滑に進めている。

取組の効果

- 児童館で運営していた学童クラブを小学校に移し、余裕教室を活用し新BOPとして運営したことで、定員にとらわれず、全ての児童が放課後、学校内で一緒に遊び、交流することが可能となった。

基礎データ

(平成26年5月1日現在)

	放課後 児童クラブ	放課後 子供教室
活動日数	290日程度	290日程度
実施場所	余裕教室	余裕教室
共通の活動場所	校庭・体育館・特別教室等	

～多彩な講座を開催し、子供たちに豊かな体験を～

概要

放課後児童クラブは小学校内に専用の部屋を確保している。
放課後子供教室は、運動場やプレイルームを一時利用しており、週に6日開催。学習活動や自由遊びに加え、地域で活動する方や専門知識を持っている方に、実行委員会が声をかけ、多彩な「講座」を展開している。



ポイント

- 放課後子供教室と放課後児童クラブとの連携に力を入れており、放課後児童クラブの指導員が放課後子供教室のプログラムを月に一度担当している。
- 講座は、スポーツ活動(ミニバスケット、ドッジボール、卓球等)、文化活動(和太鼓、茶道、将棋、フラダンス、料理等)と多岐にわたる。

取組の効果

- 放課後児童クラブの指導員が講座を担当することで、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室に参加しやすくなっている。
- 多岐にわたる講座が開催されていることによって、人との関わりや異年齢交流を通じ、子供たちはさまざまな経験を得ている。

基礎データ

※H26.3.31現在
(放課後児童クラブ登録児童数についてはH25.4.1現在)

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数	292日	216日
実施場所	専用部屋	運動場 プレイルーム
共通の活動場所	運動場・プレイルーム 等	

※ 茨木市における取組の一事例

～教育委員会による放課後事業の一体的な運用～

概要

放課後児童クラブは小学校の教室を一時利用して専用場所を確保している。
放課後子供教室(子ども教室)は、プログラムに合わせて小学校施設を借りて定期的に(平日と土曜日に1回ずつ)開催している。
放課後子供教室には、放課後児童クラブの児童も希望者のみプログラムに参加できる。



ポイント

- 放課後児童クラブおよび放課後子供教室(子ども教室)の事務局は教育委員会が担っている。
- 放課後子供教室のコーディネーターと放課後児童クラブの指導員の兼務が可能である。両者の情報共有やプログラム実施の経験等、相互での活動に生かしている。
- 放課後児童クラブについて、警備システムを学校と放課後児童クラブの活動範囲で分けて設定しており、放課後児童クラブの施設は指導員が行うことで、教職員の負担にならない体制づくりを行っている。

取組の効果

- 放課後子供教室(子ども教室)に学校と放課後児童クラブが連携していることで、全ての児童が安心して参加できるプログラムが実施されている。
- 学校内で実施しているため、安全・安心な放課後の居場所として保護者からも信頼されている。

基礎データ

H25年度実績(平均数値)

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数または講座数	254日	62件
実施場所	余裕教室 低学年図書室	余裕教室、理科室、 音楽室、体育館 等
共通の活動場所	図書室、運動場 等	

※一月の平均登録者数および1日の平均利用者数

～放課後児童クラブと放課後子供教室を同じ学校施設内に～

概要

同じ学校施設内に放課後児童クラブ(余裕教室)と放課後子供教室の活動場所があることにより、放課後子供教室に登録している放課後児童クラブの子供たちにも「学びの時間」、「体験活動等の多様なプログラム」の提供が可能となっている。共通のプログラムの活動場所は、学校の図書館・視聴覚教室、ランチルーム、体育館などとなっており、学校施設を一時利用することで、多様なプログラムを実施している。



ポイント

- 共通のプログラムを実施時には、放課後児童クラブに登録している児童の状況を、地域の人材(民生・児童委員等)が放課後児童クラブの指導員に伝えることで、児童の様子を双方で共有している。
- 放課後児童クラブ・放課後子供教室も同じ学校施設内に活動場所があるため、両者の連携・調整が行いやすい。

取組の効果

- 保護者からは「学校内で活動しているので安心している。放課後子供教室のプログラムはさまざまな経験が出来るので良い」と好評。
- コーディネーターと主任指導員が定期的に打ち合わせを行うことで、児童の様子について情報を共有し、連携して子供を育むことができています。

基礎データ

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数または講座数	289日	85日
実施場所	余裕教室	図書館、視聴覚室、ランチルーム、体育館等
共通の活動場所	図書館、視聴覚室、ランチルーム、体育館 等	

～放課後児童クラブと放課後子供教室のスタッフが 共に体験活動等を企画・運営～

概要

学校の敷地内に保育園と放課後児童クラブの専用施設があり、活動している。放課後児童クラブは、宿題や勉強をする部屋と遊びの部屋を分けて設けている。放課後子供教室は学校の余裕 教室を活用し、週に1回活動をしている。



ポイント

- 両事業のスタッフが放課後子供教室の活動(交流活動)を一緒に企画・運営している。
- 放課後子供教室では、地域の方による、読み聞かせや昔遊びなどを実施し、夏休みには、地域名所巡りや、近隣の市町村のこども館に出向き、その地域の子供たちとの交流活動などを行っている。
- 子育ての経験がある地域の方が事業に協力している。

取組の効果

- 保護者へのアンケートで放課後子供教室の体験活動へ期待するとの回答が90%以上となっている。
- 放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の企画に参加する割合が半数を超えている。

基礎データ

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数	290日	40日
実施場所	専用施設 (学校敷地内)	体育館、工作室、 放課後児童クラブ 専用施設 等
共通の活動場所	教室、特別教室、体育館、 放課後児童クラブ専用施設 等	

～安心・安全な学校施設で放課後の学習教室～

概要

放課後子供教室は、小学校の音楽室を活用して、週に3回(火、木、金曜日)、学習教室を行っている。子供たちの学習の習慣づけを目的として、宿題やプリント学習を中心とし、分からないところを気軽に質問できる環境作りを目指している。

放課後児童クラブは、体育館の1階部分(地域交流室)を活用し、放課後児童クラブの専用室を確保している。



ポイント

- 放課後児童クラブに登録している児童を含め、すべての子供に、学習の場を設けている。
- 放課後子どもプラン運営委員会を設置し、両事業の運営について協議している。
- 放課後子供教室を小学校の教育活動とは別の事業として位置づけ、保護者に向けて、周知を進め、責任の所在を明らかにすることにより、学校への負担を解消している。
- 放課後子供教室は、学校の意向が反映されていることもあり、学校からの協力が得やすい環境が整っている。

取組の効果

- 教員OBがスタッフとして事業に関わっており、宿題で分からないところを教えてもらえると子供にとって有意義な場所であるとともに、安心・安全な居場所として、保護者からの評価も高い。
- 放課後子供教室についてのアンケートに、子供たちが楽しんで参加しているとの声が上がっている。

基礎データ

	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数	290日	115日
実施場所	地域交流室	音楽室
共通の活動場所	音楽室	

※ 立山町における取組の一事例 ⁸

～「動」の空間と「静」の空間を分けて 安全・安心な空間を確保～

概要

専用施設の3部屋を使用して、2部屋を放課後子供教室、1部屋を放課後児童クラブの専用室として実施している。

キッズ・プラザについて1部屋は遊びを中心とした「動」の空間、もう1部屋は学習や読書などの「静」の空間として、共通のプログラムを実施。教室は毎日開催している。



ポイント

- 目的に応じて児童が安全に安心して過ごすことができるよう、児童がおしゃべりをしたり、ボードゲームやブロックなどで遊ぶことができる「のびのびルーム」と、読書や宿題ができる「ゆったりルーム」がある。
- 子どもたちの活動場所の把握や安全管理のため、キッズ・プラザを利用する際に、受付で学年ごとに色分けしてあるリストバンドを手首につける。

取組の効果

学童クラブの児童が、同じ小学校内でのびのびとキッズ・プラザのプログラムに参加し、学年を越えて交流できることはもちろん、「のびのびルーム」と「ゆったりルーム」と学童クラブ専用室で活動スペースは分けられており、安全・安心に過ごすことができる。

基礎データ

(平成26年5月1日現在)

	放課後 児童クラブ	放課後 子供教室
活動日数	294日	294日
実施場所	専用施設	専用施設
共通の活動場所	活動室、体育館、校庭、特別教室 等	

※ 中野区における取組の一事例

札幌市

～児童会館・ミニ児童会館における小学生の放課後の居場所作り～

概要

札幌市では、小学校区ごとに、小学生の放課後の居場所を確保するために、児童会館のほか、ミニ児童会館を少しずつ増やしている。

児童会館・ミニ児童会館とは、遊びを通して健康を増進し情操を豊かにするために設置している施設である。



ポイント

- 児童会館の職員が会議を開催し、活動プログラムを考案するほか、児童クラブの子供や来館児童の意見も取り入れながら、決定している。
- 子供の自主活動グループの育成を目的として、子供の要求にあったクラブ・サークルをつくり活動している。(手芸、工作、一輪車、卓球など。)
- 児童クラブの子供も、来館児童も、児童会館の運営等に参加し、自分たちの意見を反映できる仕組み(「子ども運営委員会」等の設置)を通じて主体的に関わりながら、利用の基本的なルールづくりや各種事業の企画・運営など、さまざまな取り組みを行っている。

取組の効果

- 児童クラブの子供とそうでない子供(来館児童)が一緒になって放課後を過ごすことにより、子供達の校外(放課後)生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して、仲間作りをすすめる、地域における子供の交流をより一層深めることができた。

基礎データ

(平成26年5月1日現在)

基礎データ	(平成26年5月1日現在)	
	放課後児童クラブ	放課後子供教室
活動日数	約290日	約290日
実施場所	クラブ室	プレイルーム
共通の活動場所	プレイルーム・図書室・体育室	

北区放課後子ども総合プラン

わくわく☆ひろば

北区では、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所として『わくわく☆ひろば』事業を実施しています。

『わくわく☆ひろば』は、小学校の教室や校庭、体育館などを使い、放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業中に開催します。専任の指導員や地域の大人たちに見守られ、子どもたちが安心して伸び伸びと過ごせる活動場所や生活の場を提供するものです。学年を越えた交流を図りながら、宿題や復習などの学習活動、体験学習、校庭遊びやスポーツなどが体験できます。

(わくわく☆ひろばは、地域の方々や保護者の皆様と協働して子どもたちを地域社会の中で支えていく事業です。)

『わくわく☆ひろば』は、北区放課後子ども総合プランの愛称です。
登録には『放課後子ども教室（一般登録）』と『学童クラブ（学童クラブ登録）』があります。

<放課後子ども教室（一般登録）とは>

小学校1～6年生のすべての児童が対象です。

教室や校庭等を活動場所に、子どもたちの遊び場・学ぶ場を提供します。（自由参加・自由帰宅）
利用にあたっては登録が必要です。

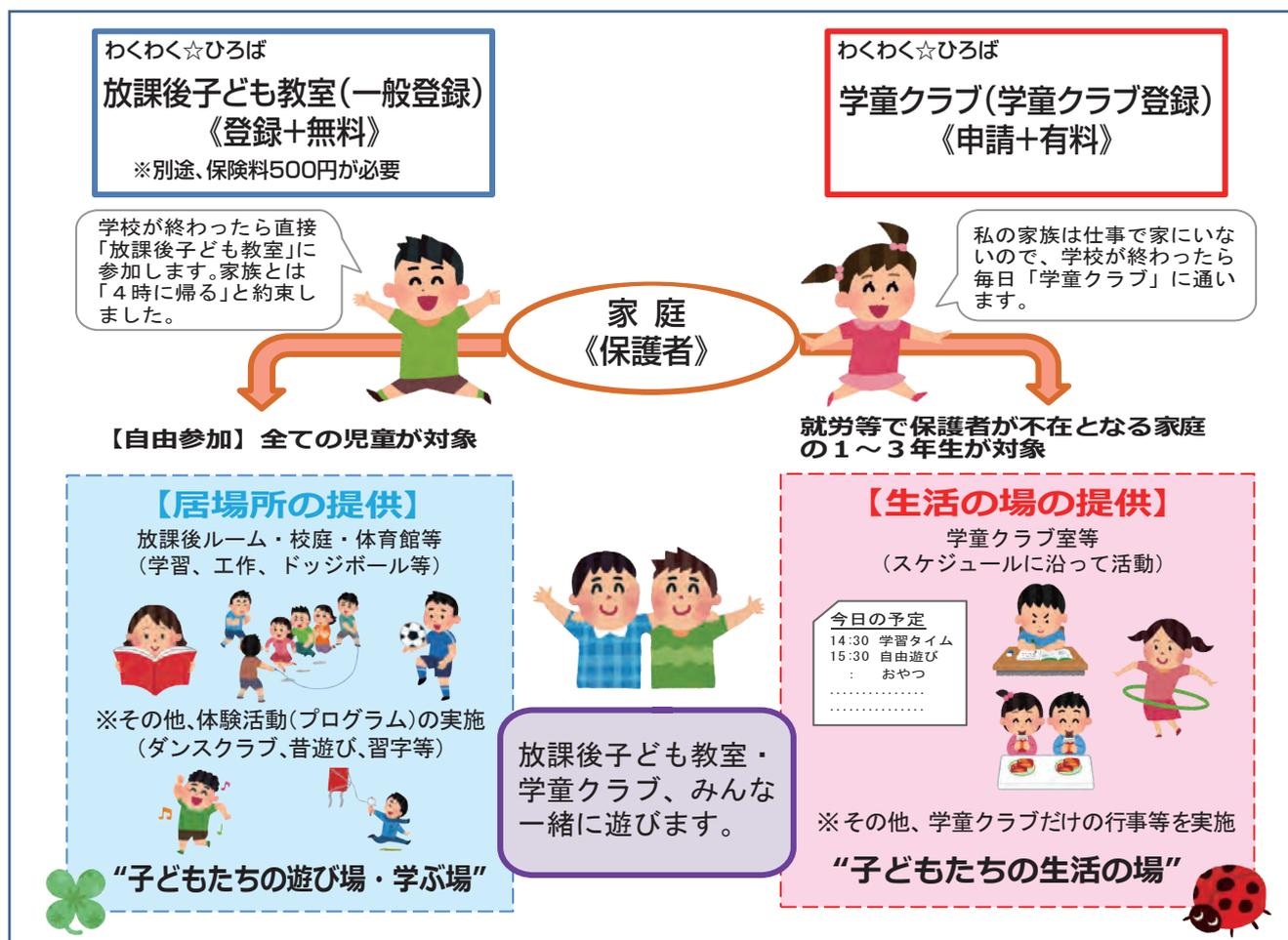
<学童クラブ（学童クラブ登録）とは>

保護者が就労等により育成が必要な家庭の児童が対象です。

対象は小学校1～3年生の児童です。※4年生以上は学童クラブ特例として一般登録を利用します。
保護者の申請に基づき、区が利用者を決定します。

実施校については最終ページをご覧ください。

～ わくわく☆ひろばのイメージ ～



わくわく☆ひろば実施校（平成30年度）

わくわく☆ひろば
HPリンク→



	名称	所在地	電話番号	運営方式
1	わくわく王二ひろば	王子本町2-2-5（王子第二小学校内）	03-3905-6630	委託
2	わくわく王三ひろば	上十条5-2-3（王子第三小学校内）	03-3908-6803	委託
3	わくわく王五ひろば	上十条2-18-17（王子第五小学校内）	03-3905-4880	直営
4	わくわく荒川ひろば	中十条3-1-6（荒川小学校内）	03-3909-8836	委託
5	わくわく豊川ひろば	豊島3-10-23（豊川小学校内）	03-5390-0151	委託
6	わくわく堀船ひろば	堀船2-11-9（堀船小学校内）	03-3912-2876	委託
7	わくわく柳田ひろば	豊島2-11-20（柳田小学校内）	03-3911-6022	委託
8	わくわく東十条ひろば	東十条3-14-23（東十条小学校内）	03-3927-5701	直営
9	わくわく十条台ひろば	中十条1-5-6（十条台小学校内）	03-3905-8562	委託
10	わくわく岩淵ひろば	岩淵町6-6（岩淵小学校内）	03-3901-2611	委託
11	わくわくなでしこひろば	志茂1-34-17（なでしこ小学校内）	未定	直営
12	わくわく四岩ひろば	赤羽3-24-23（第四岩淵小学校内）	03-3903-2020	委託
13	わくわく梅木ひろば	西が丘2-21-15（梅木小学校内）	未定	委託
14	わくわく神谷ひろば	神谷2-30-5（神谷小学校内）	03-3903-0400	直営
15	わくわく稲田ひろば	赤羽南2-23-24（稲田小学校内）	03-3901-1090	委託
16	わくわく八幡ひろば	赤羽台3-18-5（八幡小学校内）	03-3907-0361	委託
17	わくわく浮間ひろば	浮間3-4-27（浮間小学校内）	03-3967-5811	直営
18	わくわく西浮間ひろば	浮間2-7-1（西浮間小学校内）	03-3960-3580	委託
19	わくわく赤西ひろば	赤羽台2-1-34（赤羽台西小学校内）	03-3900-5620	委託
20	わくわく西が丘ひろば	十条仲原4-5-17（西が丘小学校内）	03-3905-3023	直営
21	わくわく滝野川ひろば	西ヶ原1-18-10（滝野川小学校内）	03-3910-4121	直営
22	わくわく滝二ひろば	滝野川6-19-4（滝野川第二小学校内）	03-3918-3770	委託
23	わくわく滝三ひろば	滝野川1-12-27（滝野川第三小学校内）	03-3918-9901	委託
24	わくわく滝四ひろば	東田端2-5-23（滝野川第四小学校内）	03-3809-0152	委託
25	わくわく滝五ひろば	昭和町3-3-12（滝野川第五小学校内）	03-3894-7411	直営
26	わくわく西ヶ原ひろば	西ヶ原4-19-21（西ヶ原小学校内）	03-3918-3720	直営
27	わくわく谷端ひろば	滝野川7-12-17（谷端小学校内）	未定	委託
28	わくわく田端ひろば	田端5-4-1（田端小学校内）	未定	委託
29	わくわく滝野川もみじひろば	滝野川3-72-1（滝野川もみじ小学校内）	未定	委託

※11、13、27、28、29の小学校は平成30年度から実施する予定です。

※11の小学校は平成30年4月新校舎開校予定です。



【問い合わせ先】

北区教育委員会事務局 子ども未来部
子ども未来課 次世代育成係

〒114-8546 北区滝野川2-52-10 滝野川分庁舎 1階 2番窓口
TEL 03-3908-9361

I 実施主体・運営

- 実施主体
北区教育委員会事務局子ども未来部
- 運営方法
北区では、地域の皆さんが直接運営を行う「直営方式」と、民間法人に業務を委託して運営を行う「委託方式」があります。いずれの場合も地域の方や保護者、学校で構成する「実行委員会」で運営方針や事業計画を決定します。※学校管理下の教育活動ではなく学校組織とは独立して運営するものですが、学校の一部を活動場所とするため基本的には学校のルールに則って運営します。



II 事業内容

		放課後子ども教室（一般登録）		学童クラブ(学童クラブ登録)	
		1～6年生	学童クラブ特例利用（4～6年生）	1～3年生	
対象者		当該小学校に在籍する児童 私立小学校等の児童	保護者が就労等で留守になる家庭の4～6年生の児童	保護者が就労等で留守になる家庭の1～3年生の児童	
実施日		日曜・祝日・休日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く毎日			
実施時間	平日	授業終了後～17時 (11月～2月は16時30分まで)	授業終了後～17時30分	授業終了後～18時 延長18時～19時（要申請）	
	学校休業日 (月～金)	9時～12時 13時～17時 (11月～2月は16時30分まで)	9時～17時30分	8時15分～18時 延長18時～19時（要申請）	
	土曜日	9時～12時 13時～17時 (11月～2月は16時30分まで)	9時～17時30分 (別に土曜日育成の申請が必要)	【直営】8時45分～17時30分(要申請) 【民間事業者・指定管理者運営】 8時15分～18時（要申請）	
利用方法		申込が必要。一斉登録日（3～4月予定）以降は随時申込可(申込日から利用可能)	「学童クラブ特例利用」及び「一般登録」の申込が必要。利用申請書と勤務証明書等を提出(審査のうえ決定)	学童クラブに申請。利用申請書と勤務証明書等の提出が必要(審査のうえ決定)	
登録期間		登録日からその年度の末日（3/31）	利用承認日からその年度の末日（3/31）		
利用開始日		4月または5月（予定）	4月または5月（予定） (利用開始までは児童館で対応)	4月1日	
保護者負担額		保険料 500円/年		育成料 5,000円/月 おやつ代 1,500円/月 延長育成料 2,000円/月（利用者のみ）	

※詳細はわくわく☆ひろばにより異なる場合があります。

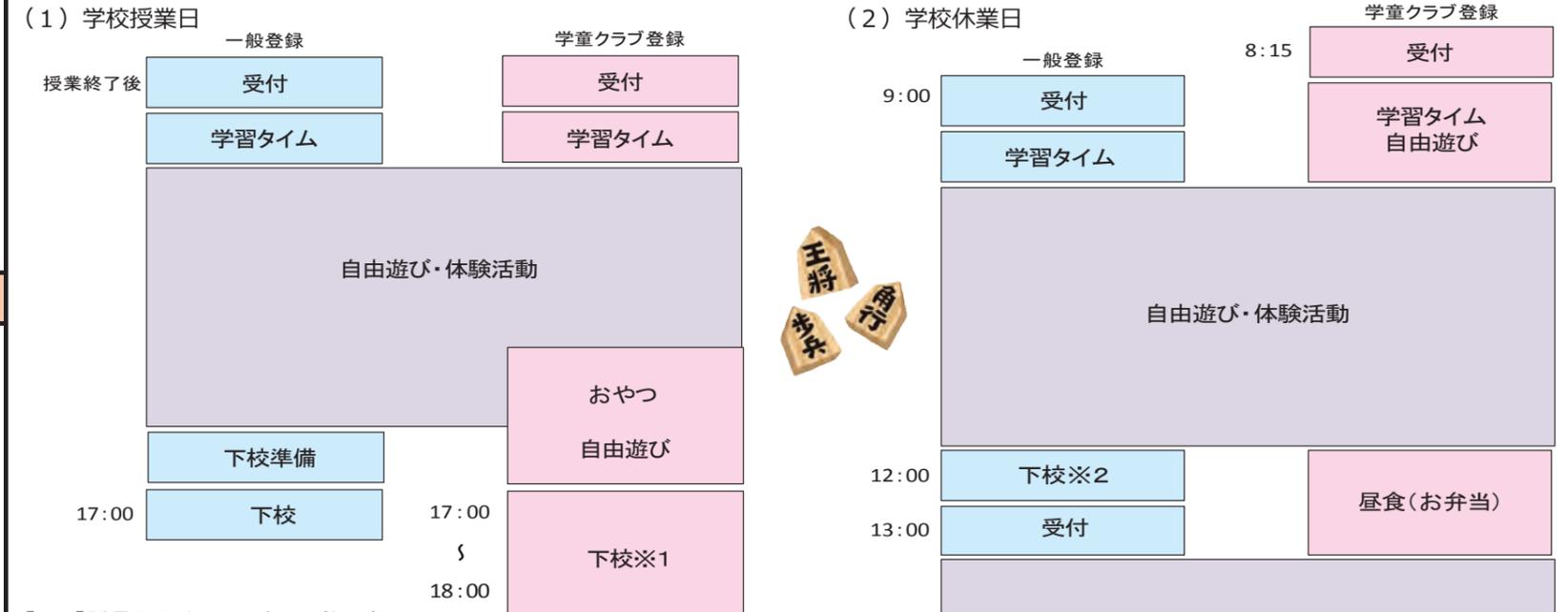
III 保険

- 活動中のケガ・病気
児童指導員やスタッフによる応急手当をいたします。応急手当の範囲を超える怪我や病気の場合には保護者へ連絡し、病院で受診する等必要な措置を講じます。受診時は北区の子ども医療証を使用します。



- 保険
「わくわく☆ひろば」は、学校管理外の事業のため、学校で加入している保険は適用されません。北区では「わくわく☆ひろば」に参加中または自宅までの万が一の事故や怪我等に対応するため、傷害・賠償責任保険に加入しています。なお、帰宅途中に寄り道をした場合は保険対象外です。

IV. 一日の活動（イメージ）



- 【※1】延長利用は19:00まで可能です。
- 【※2】特例利用児童は下校せずお弁当を食べます。



将棋教室
(わくわく西ヶ原ひろば)



校庭で水遊び
(わくわく十条台ひろば)

Q&A

- Q 1. 登録方法を教えてください。
- A 1. **一般登録：**
登録申込書と保険料500円を持って、一般登録の受付で申し込みます。登録は年度ごと（4月～翌年3月）です。登録用紙は学校を通じて配布します。
学童クラブ登録：
該当の学童クラブに直接申請し、利用承認を受けます。利用承認日からその年度の末日まで利用できます。翌年度の一斉受付は毎年12月頃です。(一斉受付以降も随時申請を受け付けます。)一般登録の申込みは不要です。
学童クラブ特例利用：
一般登録の申込みが必要です。該当のわくわく☆ひろば・児童館に直接申請し、利用承認を受けます。利用承認日からその年度の末日まで利用できます。翌年度の一斉受付は毎年12月頃です。(一斉受付以降も随時申請を受け付けます。)
- Q 2. 登録したら必ず参加しないといけないのですか？
- A 2. **一般登録：**自由参加です。帰宅時間も自由です。
学童クラブ登録：欠席の連絡が必要など、学童クラブ独自のきまりがあります。
- Q 3. おやつはありますか？
- A 3. **一般登録：**ありません。持ってくることもできません。
学童クラブ登録：あります。
- Q 4. 一般登録ですが、夏休み等で一日利用する場合、お弁当を持ってくることはできますか？
- A 4. 原則、家庭で食事をしていただきます。ただし、一人きりの食事になる児童を対象に、事前登録制で昼食を食べる場所を提供します。お弁当は自己管理です。※実施校のみ
- Q 5. わくわく☆ひろばのイベント情報を知りたいのですが。
- A 5. 行事やスケジュールは、毎月発行する「わくわく☆ひろばだより」やホームページに掲載します。



室内自由遊び工作
(わくわく西が丘ひろば)



学習タイム
(わくわく滝三ひろば)



放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の推進に向けた取組

○ 文部科学省、厚生労働省の両省により平成28年3月末時点での「放課後子ども総合プラン」の進捗状況を調査

・ 放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型*の実施箇所数は**3,549か所** *同一小学校内等で共通のプログラムを実施
(同一小学校内等で両事業を実施しているのは**5,219か所**)

・ 小学校内等と他の場所で放課後子供教室と放課後児童クラブの共通プログラムを実施しているのは**2,044か所**

⇒ **一体型の推進に向けて、文部科学省、厚生労働省の連携により、下記の取組を実施**

【放課後子ども総合プラン（平成26年7月）】

平成31年度末までに、全小学校区（約2万カ所）で両事業を一体的に又は連携して実施し、うち1万カ所以上を**一体型**で実施することを目指す。

【ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）】

全小学校区（約2万カ所）で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的又は連携して実施し、うち1万カ所以上を**一体的**に実施する。また、**取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒して実現するための方策を検討する。**

主な課題 （上記調査における一体型を進める上での課題に関する市町村の回答(複数選択)

【人材確保】

- ・ 一体型を実施する人材の確保が困難：62.1%
- ・ 国の財政支援が不十分：19.6%

【設備】

- ・ 一体型を実施するための設備等が不十分：37.7%

【場所】

- ・ 小学校内に余裕教室等がない：47.0%



【連携】

- ・ 教育委員会と福祉部局等、自治体内における両事業の理解、実施の場合の連絡調整が困難：29.3%
- ・ 小学校の校長の理解を得るのが困難：6.8%

課題解決に向けた取組 （●は継続的な取組、●は新規の取組）

- 放課後子供教室の教育活動推進員、教育活動サポーター等の配置の促進（特に一体型に係る人材の配置を重点的に支援）（H29予算案：文部科学省）
- 地域全体で子供の成長を支える「地域学校協働本部」の整備の推進及び地域と学校をつなぐ地域コーディネーターの配置の促進により、地域人材の放課後子供教室への参加を促進（H29予算案：文部科学省）
- 放課後児童支援員等の資質向上・人材確保のための研修の推進（H29予算案：厚生労働省）
- 放課後児童クラブの運営費補助基準額の増額（H29予算案：厚生労働省）
- 放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施（H29予算案：厚生労働省）
- 経験等に応じた職員の処遇改善の促進（H29予算案：厚生労働省）

- 一体型の放課後子供教室の設備（パーテーション、空調設備等）や共通プログラム充実のための備品（ICT機器等）の整備を支援（H28補正予算：文部科学省）
- 放課後児童クラブを実施するための既存施設の改修・設備の整備等の推進（H29予算案：厚生労働省）
- 放課後児童クラブにおけるICT化の推進（H28補正予算：厚生労働省）

- 放課後児童クラブの創設整備等に係る補助基準額の上乗せに加えて待機児童が発生している場合等の補助率の嵩上げの実施（H28年予算より実施：厚生労働省）
- 文部科学省・厚生労働省共同で自治体説明会等を実施し、一体型の推進や学校施設等の有効活用について周知（文部科学省、厚生労働省）
- 放課後子供教室、放課後児童クラブ、学校関係者が参画する市町村毎、学校区毎の「協議会」を活用した学校施設等の活用の検討を自治体に呼び掛け（文部科学省、厚生労働省）
※放課後児童クラブの小学校での実施箇所数、割合は、H26年5月11,653（52.8%）からH28年5月12,679(53.7%)に増加（厚労省調査）

- 「総合教育会議」を活用し、首長部局と教育委員会が一体型の推進等、総合的な放課後対策の在り方について検討することを促進（文部科学省、厚生労働省）
※総合教育会議において、一体型の推進等、総合的な放課後対策について検討している市町村数は、H27年12月：130(7.6%)*からH28年3月：236(13.6%)に増加
*文部科学省 新教育委員会制度への移行に関する調査
- 同一小学校内等で両事業を実施している学校（5,219か所）に対する共通プログラム実施に向けた働きかけを実施（文部科学省、厚生労働省）
→ 一体型の放課後子供教室の共通プログラム充実のための設備備品（ICT機器等）整備（H28補正予算）を促進（文部科学省）
- 一体型の優良事例（共通プログラムの充実、学校施設等の有効活用、総合教育会議の活用等）を収集し、両省のHP等を通じて、広く周知（文部科学省、厚生労働省）
- 一体型の促進に係る課題の解決に向けて、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者を対象とする**一体型推進フォーラム**（仮称）を実施（文部科学省、厚生労働省）
- 放課後児童クラブ運営指針の解説書の作成（厚生労働省）

「放課後子ども総合プラン」、「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型の推進を進めることにより、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材の育成を図る。

「放課後子ども総合プラン」の推進状況等について

文部科学省と厚生労働省は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、両事業の一体的な取組を中心として、「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）を推進しています。

このたび、文部科学省、厚生労働省の両省で、両事業の一体的な取組の推進に資することを目的として、全国の都道府県・市町村に対し、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況について調査を実施し、その結果を取りまとめました。

1. 調査内容

- 1) 調査対象：全都道府県、市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を含む。以下に同じ。）における平成28年3月末の「放課後子供教室」及び「放課後児童クラブ」の一体的な取組等の実施状況
- 2) 調査項目：放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施状況、両事業の一体的な取組の実施状況、課題、総合教育会議の活用状況等

2. 調査結果のポイント

- 同一小学校内等で放課後子供教室と放課後児童クラブを実施しているのは、5,219か所です。このうち、3,549か所において、両事業の共通プログラムを実施（「一体型」※）しております。
- 小学校内等とそれ以外の施設、又は小学校内等以外の複数の施設において共通プログラムを実施しているのは、2,044か所です。
- 放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な取組を進める上での課題として、人材の確保が困難であること（都道府県：83.0%、市町村：62.1%）、小学校内に余裕教室がないこと（都道府県：59.6%、市町村：47.0%）、一体型を実施するための設備が不十分であること（都道府県51.1%、市町村：37.7%）等が挙げられています。

※一体型：同一の小学校内等（小学校と隣接する場所を含む）で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムにも参加できるもの（共通プログラムを実施しているもの）

- 放課後子供教室に関すること
文部科学省生涯学習政策局
社会教育課地域・学校支援推進室
室長：渡辺 室長補佐：下田
地域学習活動推進係長：美野
電話：03-5253-4111（代表）（内線 3261）
03-6734-3260（直通）
- 放課後児童クラブに関すること
厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
少子化総合対策室
室長：野村 室長補佐：大津
健全育成係長：堀内
電話：03-5253-1111（代表）（内線 7909）
03-3595-2593（直通）

調査目的

文部科学省と厚生労働省は、共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、両事業の一体的な取組を中心として、「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）を推進。

このたび、両事業の一体的な取組の推進に資することを目的として、文部科学省、厚生労働省の両省で、全国の都道府県・市町村に対し、「放課後子ども総合プラン」の進捗状況の調査を実施したものの。

調査対象

全ての都道府県及び市町村（政令指定都市、中核市及び特別区を含む。以下同じ）における平成28年3月末の「放課後子供教室（※1）」及び「放課後児童クラブ（※2）」の一体的な取組等の実施状況。

※1 「放課後子供教室」：本調査においては、文部科学省から「学校・家庭・地域連携協力推進事業費」の交付を受けて実施している放課後子供教室

※2 「放課後児童クラブ」：児童福祉法第6条の3第2項及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づく放課後児童健全育成事業

調査項目

1. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施状況
2. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの一体的な取組等の実施状況
 - ① 同一小学校内等で両事業を実施している数
 - ② 小学校内等とそれ以外の施設、又は小学校内等以外の複数の施設において共通プログラムを実施している数
 - ③ 小学校内等以外の同一施設で両事業を実施している数
3. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの一体的な取組を進める上での課題
4. 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策についての検討状況
5. 放課後子供教室及び放課後児童クラブが未実施の理由

調査結果

1. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施状況

① 主な実施場所

区分	放課後子供教室		放課後児童クラブ	
	数	割合	数	割合
場所	9,608	100.0%	21,972	100.0%
小学校	7,431	77.3%	11,898	54.1%
児童館	320	3.3%	2,437	11.1%
公民館等	1,629	17.0%	1,728	7.9%
民家・アパート等	18	0.2%	1,223	5.6%
団体集会場	56	0.6%	168	0.8%
保育所	9	0.1%	964	4.4%
幼稚園	8	0.1%	285	1.3%
認定こども園	1	0.01%	202	0.9%
空き店舗	8	0.1%	272	1.2%
公有地専用施設	0	0%	1,290	5.9%
私有地専用施設	0	0%	1,090	4.9%
その他	128	1.29%	415	1.9%

※本調査では、放課後子供教室を実施している場所数で集計しているため、文部科学省の「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」における放課後子供教室の実施状況（活動単位で整理）と異なる。

② 実施市町村数

	実施市町村数(※)	実施率(※)
放課後子供教室	1,076	61.8%
放課後児童クラブ	1,586	91.1%

※実施率は平成28年6月1日の全市町村数（1,741）に対する割合。

2. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの一体的な取組等の実施状況

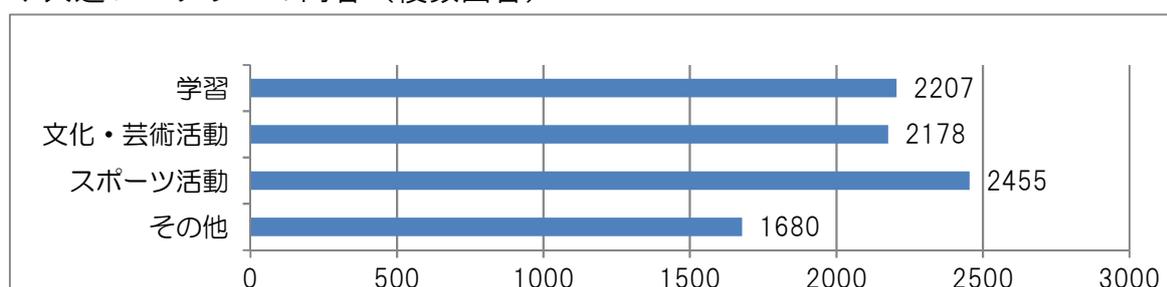
① 同一小学校内等で両事業を実施している数

区分	実施箇所数	実施市町村数	実施率(※2)
同一小学校内等(※1)で両事業を実施	5,219	356	20.4%
うち共通プログラムを実施	3,549	209	12.0%

※1 小学校と隣接（通りを挟んだ向かい側等）する場所を含む。

※2 実施率は平成28年6月1日の全市町村数（1,741）に対する実施市町村の割合。

◆共通プログラムの内容（複数回答）

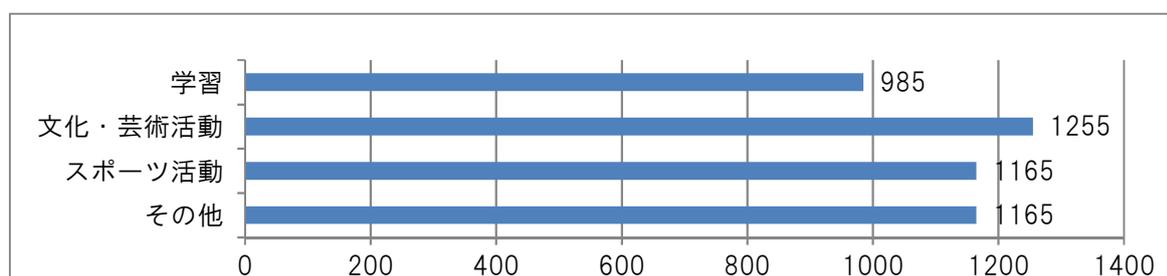


② 小学校内等とそれ以外の施設、又は小学校内等以外の複数の施設において共通プログラムを実施している数

区分	実施箇所数	実施市町村数	実施率(※)
小学校内等とそれ以外の施設、又は小学校内等以外の複数の施設において共通プログラムを実施している数	2,044	217	12.5%

※実施率は平成28年6月1日の全市町村数（1,741）に対する実施市町村の割合。

◆共通プログラムの内容（複数回答）

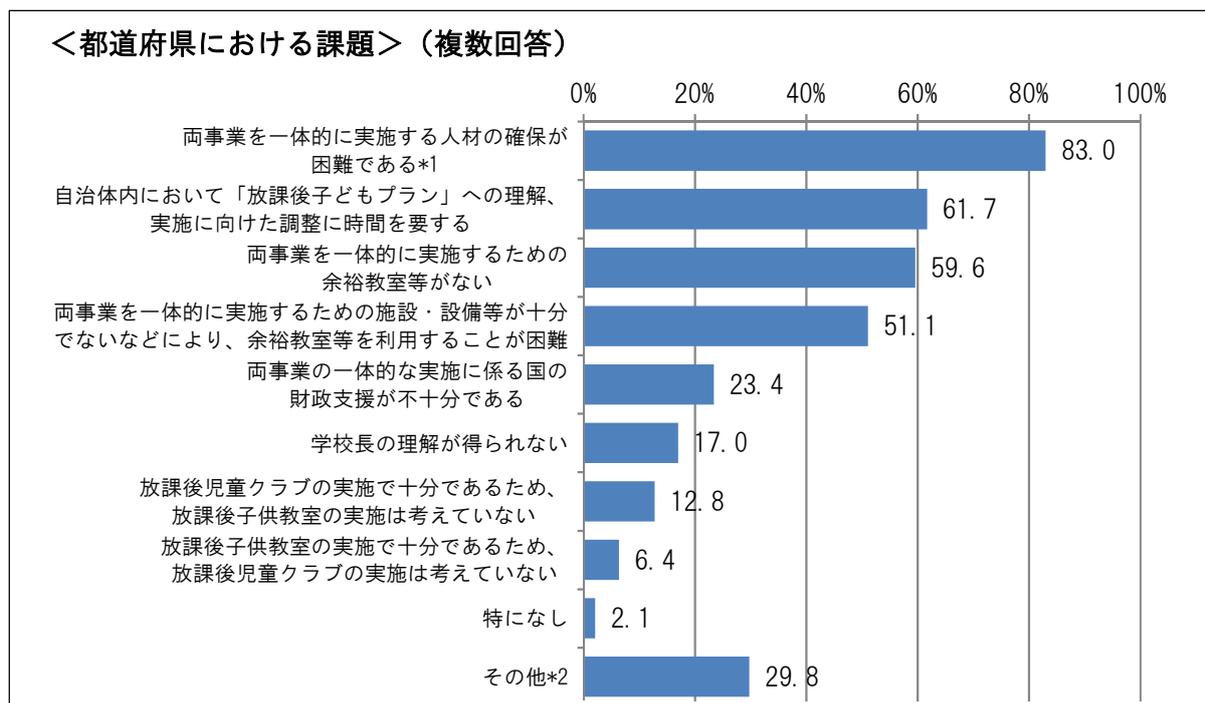


③ 小学校内等以外の同一施設で両事業を実施している数

区分	実施箇所数	実施市町村数	実施率(※)
小学校内等以外の同一施設で両事業を実施	388	63	3.6%

※実施率は平成28年6月1日の全市町村数（1,741）に対する実施市町村の割合。

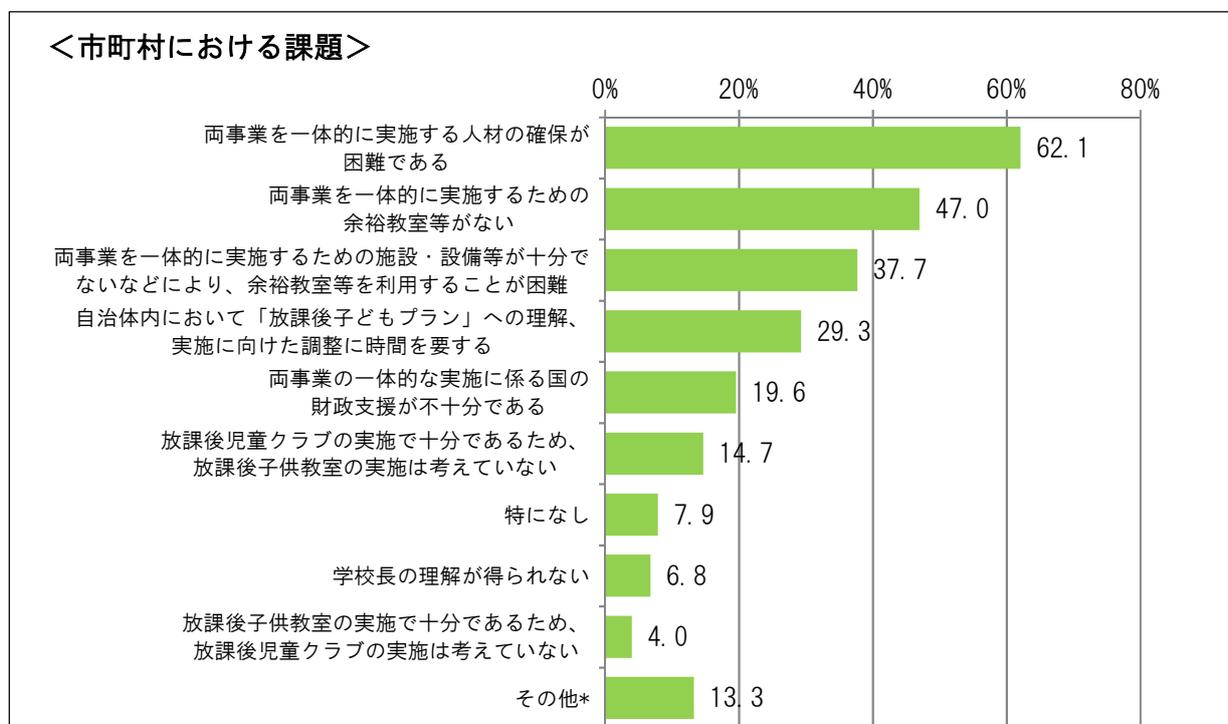
3. 放課後子供教室及び放課後児童クラブの一体的な取組を進める上での課題



※放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施の有無に関わらず全ての都道府県が回答

*1 両事業それぞれの人材の確保が困難であることも含む

*2 その他：双方の運営形態が異なること、事故があった際の責任の問題、実施日が合わないこと、等



※放課後子供教室及び放課後児童クラブの実施の有無に関わらず全ての市町村が回答

* その他：担当間の調整が難しいこと、事故があった際の責任の問題、実施日が合わないこと、同様の事業を市町村独自の事業として実施しているため実施していないこと、等

4. 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策についての検討状況

<都道府県>

区分	回答都道府県数	回答割合(※)
総合教育会議において、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な実施等、総合的な放課後対策の在り方について検討している	12	25.5%

※回答割合は、全都道府県に対する割合。

<市町村>

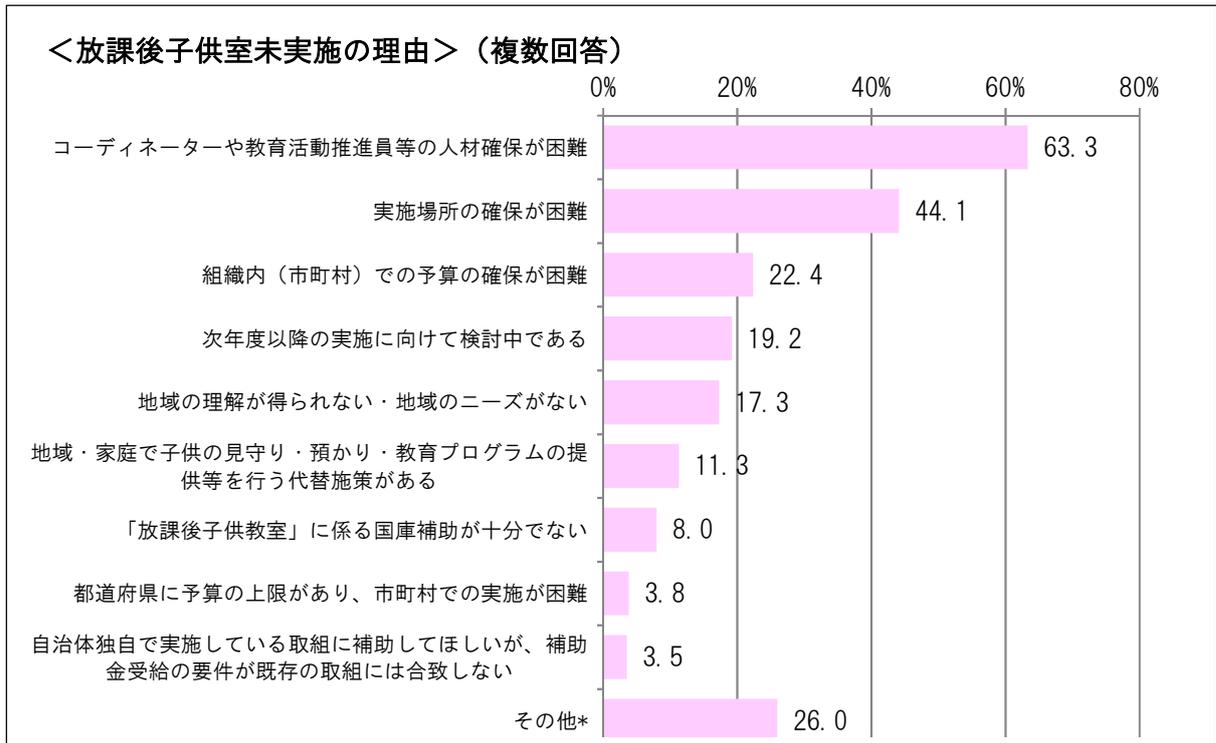
区分	回答市町村数	回答割合(※)
総合教育会議において、放課後子供教室と放課後児童クラブの一体的な実施等、総合的な放課後対策の在り方について検討している	236	13.6%

※実施率は平成28年6月1日の全市町村数(1,741)に対する実施市町村の割合。

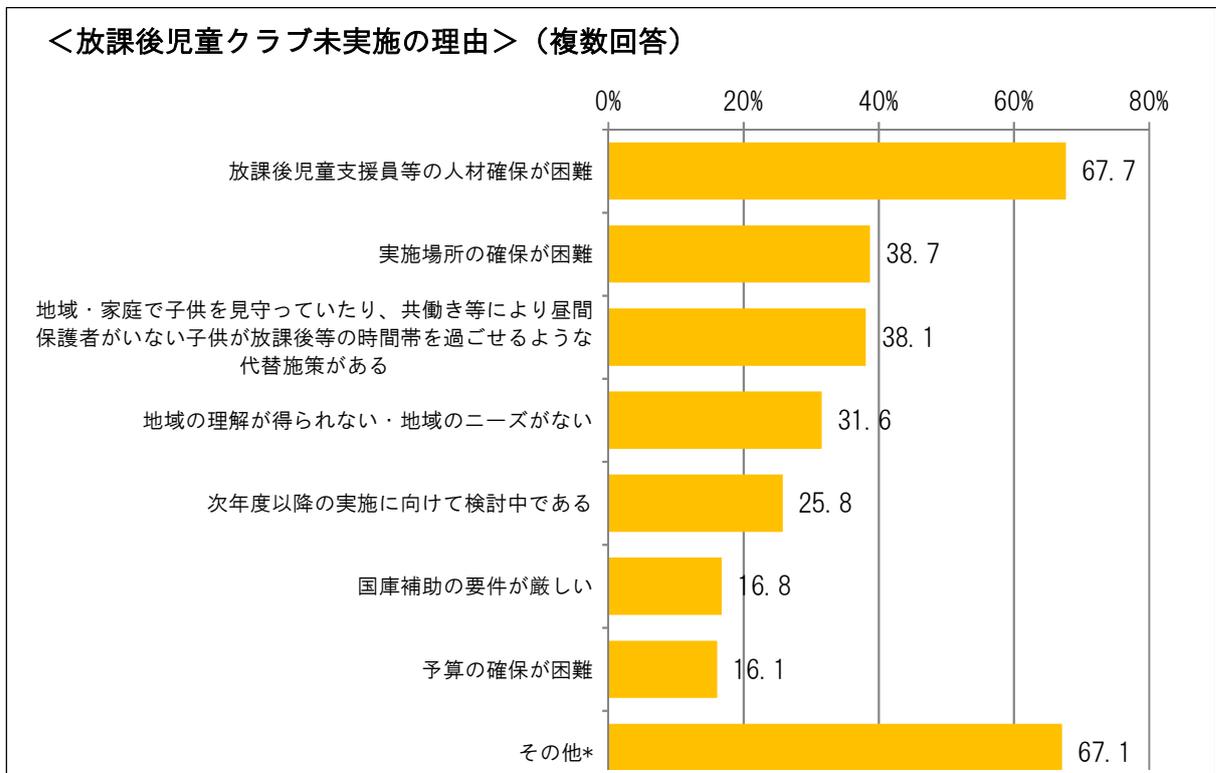
- ◆ 総合教育会議において検討している場合、その議題について(自由記述より抜粋)
 - 放課後子供教室と放課後児童クラブの連携及び一体的な運営の推進について
 - 一体的な実施の在り方について。
 - 両事業の一体的な運用に向けた課題の整理、今後の取組の方向性。
 - 知事部局と教育委員会で協力し、学校の余裕教室の利用促進について。
 - 教育大綱を策定する中で、学校・家庭・地域が協働で取り組む教育の推進について(地域ぐるみの子育ての実現など)。
 - 放課後や長期休業時の居場所や学習について。
 - 地域や社会教育等における学校施設の有効活用について。
 - 地域の方々の参画を得ながら学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を実施できるような行動プログラムの作成について。

- ◆ 総合教育会議において検討していない場合、その理由について(自由記述より抜粋)
 - 「学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進委員会」が、放課後子ども総合プランの推進委員会を兼ねており、その会議の中で協議しているため。
 - 総合的な放課後対策の在り方等については、「放課後子ども総合プラン推進協議会」の場において協議している。
 - 他の会議体を利用しているため。
 - 現在は大綱や計画に関する議論が中心となっているため。
 - 現在は学校、家庭、地域で連携して子供を育てることの必要性について協議を進めている。今後、総合的な放課後対策の在り方についても協議の見込み。
 - 総合教育会議において今後協議予定。
 - 「放課後子供教室」と「放課後児童クラブ」の両事業を教育委員会が所管し、設置・運営を進める市町を一元的に支援しているため。

5. 放課後子供教室及び放課後児童クラブが未実施の理由



*その他：放課後児童クラブだけで対応できているため、実施を検討中、実施に向けて準備中、等



*その他：近隣の小学校区の児童クラブに行っていたり合同で実施しているため、実施を検討中、児童が少なくなったためニーズがないため、放課後子供教室だけで対応できているため、等